

第3回教育委員会会議

1 日時 令和2年2月25日 火曜日 午後3時30分～午後4時00分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

水口 裕輝 指導部長

寺本 圭一 高等学校教育担当課長

盛岡 栄市 中学校教育担当課長

弘元 介 初等教育担当課長

藤巻 幸嗣 教務部長

松井 良浩 教職員サービス・監察担当課長

窪田 信也 教職員給与・厚生担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第11号	職員の人事について
議案第12号	職員の人事について
議案第13号	職員の人事について
議案第14号	職員の人事について
報告第18号	令和2年度全国学力・学習状況調査について
協議題第4号	給特法の改正を踏まえた対応について
協議題第5号	教科用図書の採択について
協議題第6号	体罰・暴力行為等に対する処分の基準の見直しについて

なお、協議題第5号、第6号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第11号から第14号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第18号「令和2年度全国学力・学習状況調査について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年度の全国学力・学習状況調査について、文部科学省の実施要領等に沿って、参加したいと考えている。調査実施日は令和2年4月16日の木曜日であり、調査対象は小学校6年生全288校、中学校3年生全129校となる。昨年開校した水都国際中学校については、3年生が在籍しないため、対象校にはなっていない。

令和元年度からの主な変更点について、本体調査に加えて、国語、算数、数学、加えて中学校のみ英語と文部科学省が調査対象校を抽出して実施される調査と、抽出調査対象校の保護者を対象に実施される調査が行われる。

協議題第4号「給特法の改正を踏まえた対応について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにすること、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することとなった。

具体的には、1年単位の変形労働時間制の適用については、地方公共団体の判断により休日をまとめて取得ができるよう、1年単位の変形労働時間制の適用を可能とするものであり、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定については、公立学校の教育職員が所定の勤務時間外に行う業務の多くが超過勤務命令によらないものであることなどを踏まえ、文部科学大臣が公立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるというものである。施行期日につきましては、1年単位の変形労働時間制の適用が令和3年4月1日、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定が令和2年4月1日とされている。

教育職員の勤務時間は条例等に基づき、月曜日から金曜日まで、休憩時間を除いて7時間45分の所定勤務時間が割り振られており、年間を通じて1週間の所定の勤務時間は38時間45分となっており、夏休み等の長期休業期間中も同様の扱いとなっている。

文科省から示されている休日のまとめ取りについては、学校行事等で業務量の多い時期の一部の所定の勤務時間を増加させまして、増加した勤務時間相当を長期休業期間中である8月に休日としてまとめて取得するというものとなる。

1年単位の変形労働時間制の適用については、労働基準法において労使協定により定める労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等を条例により規定する必要があり、中央教育審議会で審議後、文部科学省から条例規則の例の提示が今後予定をされている。

業務を行う時間の上限について、超勤4項目以外の業務を行う時間を含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握できることができる時間を在校等時間と定義づけし、勤務時間管理の対象としており、勤務時間外の在校等時間については1カ月45時間以内、1年間360時間以内、児童生徒等に関する臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合については1カ月100時間未満、1年間720時間以内などと示されている。

昨年12月に策定した学校園における働き方改革推進プランにおいて、教員の時間外勤務時間の上限の基準を月45時間以内、年間360時間以内としている。また、文科省指針では月45時間、年360時間を超えることができる場合を、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的また突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合に限定をしているが、本市がプランで示した上限基準は、このような限定は課していない。

文科省指針で示された在校等時間では、正規の勤務時間に自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間、その他の業務外の時間を除くとされているが、本市がプランで示した時間外勤務時間においては、この自己研さん等に係る時間を含んだものとなっている。

今後、大阪府や他都市の状況も踏まえながら、プランで定めた基準をもとに上限方針を教育委員会規則において規定することを検討してまいりたい。指針においては、本市では上限方針を教育委員会規則等に規定する根拠が既に条例に規定されているため、条例改正を行う必要はないというふうに考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 文科省指針で示された在校等時間というのは、正規の勤務時間以外の、自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務外の時間は、仮に学校で行ったとしても在校等時間には含まれず、上限時間とは関係ないということですか。

【窪田教職員給与・厚生担当課長】 そのとおりです。自己研さんが長くなっても、上限時間の45時間には含まれないことになります。

協議題第5号「教科用図書の採択について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、令和2年度使用の小学校教科用図書の採択から浮かび上がった課題、またその課題を踏まえた採択にかかわる仕組み案の大枠について説明をさせていただきます。

基本的な事柄として、本市では本年度の小学校採択から4採択地区に変更しており、来年度の中学校採択においても同様に行う。ただ、本市にある2校の中高一貫校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条第3項に学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うものとするため、4採択地区とは別に採択す

る。来年度の中学校採択においては特別の教科、道徳を含め16種目について採択していただく。

盛岡中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度の採択から4採択地区になったことを受け、教科用図書選定委員会、いわゆる選定委員会のもとに、採択地区ごとに区担当教育次長を代表とする地区調査会を新たに設置し、各地区の専門調査会と学校調査会の調査結果を取りまとめ、選定委員会に報告するという仕組みで行った。

一方、選定委員会は4つの地区調査会からそれぞれ13種目についての調査結果の報告を受け、答申資料作成に向けた審議を重ねることになったが、地区ごとの13種目、総計58種類の見本の調査結果について、膨大な資料に目を通す必要があり、相当な時間を要した。加えて、専門調査会の調査結果を取りまとめる際に、教育センターの種目担当指導主事が種目ごとに4地区全てを担当することになったため事務量が増大し、地区ごとの調整に相当な時間を要した。このような課題を踏まえ、来年度の中学校採択の仕組みについて説明をさせていただく。

選定委員会については、採択地区ごとに4つの地区部会に分割し、教育委員会からの諮問に対して地区部会ごとに審議した結果を答申する仕組みに変更し、採択地区ごとの実情に合わせた採択の実現に向け、より効果的な選定審議ができるようにしていきたいと考えている。昨年の小学校の際に設置いたしました地区調査会を廃止して、選定委員会の地区部会に各地区の専門調査会並びに学校調査会の調査結果を直接報告し、地区部会の中で答申資料の作成に向けた審議をすることになる。

選定委員の構成については、従来の選定委員の構成を踏まえながら、地区ごとの独自性も反映させる目的も加味して、保護者代表、学校協議会の委員の方、学識経験者、校長、区担当教育次長、4ブロック化によって新設される指導部の部長級による各支局統括者(仮称)、首席指導主事の7名、4ブロック合わせて合計28名を考えております。

また、図にあります地区割に示してありますように、冒頭、指導部長が説明いたしましたが、学校ごとに採択する中高一貫校につきましては、それぞれが立地する区を含む採択地区の地区部会にて審議をしていただくことを想定している。

さらに、来年度から教育委員会事務局の4ブロック化が始まることを踏まえ、ニアイズベターの観点をより意識した採択事務へとシフトしていくにあたり、採択地区ごとの各調

査結果の集約や答申資料の取りまとめ事務を指導部の各支局が担当することを検討している。教育センターの種目担当指導主事については、担当教科の専門性を生かし、各地区の専門調査会からの求めに応じて、専門的な指導、助言を行うことを想定している。

なお、教科書センターに関しては、従来どおり市内31カ所で教科書展示会を開催する予定であり、学校協議会の委員の方や保護者、あるいは市民の方からのアンケートも実施して、全体の集約結果を参考資料として選定委員会並びに教育委員会会議に報告させていただく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 新たな仕組みでは、4つのそれぞれの地区部会が審議をして、教育委員会に答申を提出するということですが、横同士の情報共有ができるようにしてほしいと思います。例えば、この教科書はこういう面では良いなどの情報が共有されることで、気づきが生じたりしますし、議論をより深めることができると思います。ぜひそういったことも配慮してもらえると、より良い教科書選定ができるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

【水口指導部長】 地区の調査会は数回行われます。各地区でどんな選定が行われているということについて情報を共有することは可能だと思いますので、検討を進めてまいります。

【森末委員】 選定委員会は1つの地区部会で7名、4つの地区部会で合計28名ということでしたが、例えば第1地区部会に7名所属するということが、専門調査会の各種目4名程度とは別ですね。あと、教育委員会から教科用図書選定委員会に諮問する際には、選定委員会全体として代表1名で受け取り、教育委員会が答申を受け取る時は、選定委員会全体からではなく、それぞれの地区部会ごとに受け取るということですか。形式だけみると、教育委員会が諮問した選定委員会からではなく、各地区部会からそれぞれに答申を教育委員会が受け取るということになりますが、そういう理解でよろしいですか。

【水口指導部長】 教科用図書選定委員会については本市で1つということになっております。4つの地区部会からそれぞれの答申を作成し、最終的には選定委員会の中で確認する方向で考えております。

【森末委員】 選定委員会全体として4つの地区部会が横のつながりを持っているのであれば、最終的に全体で調整が行われたうえで、答申が手交されるというふうにも考えられ

ないわけではないと思いますので、諮問も答申も、教育委員会と選定委員会とでやり取りされる形になるのかなと思ったのですが、3ページの図を見る限りでは、諮問は選定委員会に行き、答申は4つの地区部会からというふうに見えるのですが。

【水口指導部長】 それぞれの地区部会の代表者が、教科用図書選定委員会として答申を手交させていただくことになります。

【森末委員】 そうなると、諮問もそれぞれの地区部会に対して行う方が分かりやすいと思います。

【大竹委員】 森末先生が言うとおりの、第1地区部会から第4地区部会まで、それぞれに諮問をして、答申を受けるという方が分かりやすいですね。

【水口指導部長】 教科用図書選定委員会にそれぞれ諮問していただき、答申は選定委員会から手交するという形にはなるのですが、ご指摘いただいたことを踏まえ、再考させていただきます。

協議題第6号「体罰・暴力行為等に対する処分の基準の見直しについて」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成29年3月7日に議決された体罰・暴力行為等に対する処分の基準の見直しについて規程改正をご協議いただくものであり、まず、今回の改正点を中心に説明をさせていただきます。

過去に体罰・暴力行為等により懲戒処分を受けた教職員が、再度体罰・暴力行為等を行い処分に至る事案が多数発生していることから、共通の加重基準における加重の考え方を整理する。過去に体罰・暴力行為等による処分を受けた教職員による再発の事案のうち、特に過去に懲戒処分を受けていながら、2度目の処分が行政措置となった実例が2件ある。

今回の改正では、このように1度体罰・暴力行為等により懲戒処分を受けた者が再発の事案を起こした際に、その処分量定が行政措置にとどまる現状を改め、一度懲戒処分を受けた教職員による再発の事案は、原則として懲戒処分となることを明確にすることにより、再発事案の発生抑止を促したい。

今回改正を検討しているのは、中段の共通の加重基準のうち、「過去に体罰・暴力行為等による懲戒処分を受けている場合の加重」について、これまではプラス2からプラス4の加重としていたところ、プラス3からプラス6に見直しを行いたいと考えている。あわせて、加重の考え方について、校長指導もしくは行政措置1回につきプラス1、懲戒処分の

1回につきプラス3をそれぞれ加重することとしておりますが、この点につきましては、従前から行っている懲戒処分の加重の際の運用を明文化したものであり、加重の考え方自体には変更はない。

議案第11号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給3月とする。

同校職員から職員用女性トイレからたばこの煙のようなにおいがするとの報告があり、その数分後、職員用トイレから出て、職員室に入る当該教諭に校長が確認したところ、喫煙をしていたことを認めた。その後、職員用女子トイレにて加熱式たばこを勤務時間中に3回、勤務時間外4回喫煙したと校長に報告があった。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 健康増進法で学校等の特定施設で喫煙をした場合の罰則はないことから、減給を基準に考えているということですね。喫煙した回数等を加重要素としてみて減給3月ということでしょうか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 学校敷地内での喫煙禁止を繰り返し周知徹底しているという点と、勤務時間中であることに加え、複数回喫煙していることを合わせると、減給3月が妥当であると考えています

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第12号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校主務教諭で、処分内容は地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給1月とする。

本件事案1として、当該教諭は令和元年8月26日、関係生徒Aが夏休みの宿題をしていないことについて指導した際、関係生徒Aの胸部を右手こぶしで、左頬を右手、手のひらでそれぞれ1回たたいた。他に、本件事案2として令和元年11月14日、関係生徒Bが授業

中に当該教諭の容姿を揶揄する不適切な発言を行ったことを指導した際に、関係生徒Bの左頬を右手で2回、右頬を左手で1回つねる行為を行った。

なお、本件体罰行為による関係生徒への傷害はなかった。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 何回も体罰を行う先生に対して、生徒や保護者たちの反応はいかがですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 特に保護者から担任を外してほしいなど、何か問題となるような話は聞いておりません。

【平井委員】 今回のように何度も体罰を行う先生に対して、校長だけでなく、教育委員会から指導をしっかり行っていかなければなりません。生徒や保護者からもしっかりと話を聞いたうえで、指導していってもらえるようお願いしたいと思います。

【森末委員】 もちろんこの教師が体罰をしたことは悪いのですが、関係生徒Bが容姿を揶揄する不適切な発言をして、注意すると教師をにらみつけていたとの記載があります。その後、関係生徒がどんなふうにもこの先生と接しているのかが気になります。このままであれば、また同じようなことが繰り返されてかもしれませんし、その点はいかがですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 特に関係が悪化しているというふうなことでは聞いておりませんし、そもそもの関係が悪化していたということも聞いておりませんので、大きな問題はないと思いますが、生徒や保護者に対して学校からしっかり確認をし、良好な関係を保てるようにはしております。

【森末委員】 そういった関係性がないのであれば、全体で考えていく必要がある問題だと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第13号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校講師で、処分内容は地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告とする。

当該講師は令和元年10月23日、関係児童3名が事前の学習を怠り、漢字テストの点数が低かったことを指導した際、関係児童らに腕立て伏せ、スクワット及び足上げ腹筋をさせ

たほか、手に持った指示棒で関係生徒らの太ももや膝等を複数回突く行為を行った。

なお、本件体罰行為による関係生徒への傷害はなかった。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 関係生徒A、Bがテストをやって点数がとれなかったことに対して腕立て伏せやスクワットをさせたことについて、何か関連性があるってやらせたのですか。反省しているということですが、指導の仕方としては全く関連が見えず、極めて不適切な行為だと思います。

【松井教職員服務・監察担当課長】 運動会が控えている時期でしたので、児童らの体力づくりの一環として、腕立て伏せやスクワットをさせたということです。

【平井委員】 指導のあり方については明らかに課題がありますので、本人には間違った指導であったと深く認識してもらう必要があります。若手教員への影響も考えると、職員会等で管理職にはしっかりと指導をしていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第14号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校給食調理員で、処分内容は地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号による降任とする。

当該職員は人事考課の結果が2年連続して最下位の区分で、マニュアルに基づいた作業手順どおりの給食調理業務ができないことや、教職員と十分なコミュニケーションが図れず、業務主任として円滑な組織運営に貢献できていないことなど、大阪市職員基本条例第34条に該当することから、平成30年8月27日に当該職員を指導対象教職員に指定し、同年11月28日までの3カ月間、適正化指導を行ったが、業務主任としての役割を果たすことができなかった。その後も外部講師による研修や職場特別実習を行ったが、業務主任として円滑な給食調理業務ができず、周りの職員から助けられている状況など、十分な成果があらわれるまでには至らなかった。

事務局はこれまでの研修において適正化が図られなかったため、今後も改善が見られない場合、分限処分となる旨の警告書を交付し、1カ月間の指導、観察を行ったが、警告書

が交付された後も勤務実績及び適格性に対して適正化が図られなかったため、降任とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 業務主任というのは役職としてはどういった位置づけなのですか。

【藤巻教務部長】 主任制度において技能統括主任と業務監理主任、その後に業務主任というのが3段階あります。

【森末委員】 業務主任になるためには、選考という形ですか。いつ業務主任になったのですか。

【藤巻教務部長】 平成22年度です。

【森末委員】 業務主任に命じられたときには、仕事は問題なくできていたのですか。

【藤巻教務部長】 はい。

【森末委員】 その後できなくなったということになるのですか。

【藤巻教務部長】 そうです。

【森末委員】 ここ数年ということですね。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 業務主任になったプレッシャーもあると思ったのですが、そういったことも別に見受けられませんでした。

【栗林委員】 降任は評価によるものですので仕方がないと思うのですが、心身の状態も気になりますし、状態によっては診察を受けることも検討する必要があるのではないかという気はするのですが。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 本人に確認したところ、そういった判断ではないと言っているのですが、助言については検討していきます。

【平井委員】 ストレスチェックはしていないのですか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 ストレスチェックは職員全員しております。

【平井委員】 校長は見ているでしょう。日常の行動とか観察した上で、適時、助言を行いますよね。場合によっては病院の診察を勧める必要もあるかもしれません。ただ、社会人なので、本人の自己責任に関わる部分もありますが、その辺については指導していたのですか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 具体的にそこまでの指導はしていません。業務主任としての業務ができていないという事実としてございますが、校長から医療機関の受診を促すことについても難しいところがありますので。

【平井委員】 言い方は難しいところがあるかもしれませんが。本人が行くかどうかは別として、ストレスチェックや健康診断で、兆候が出ているのであれば、そのエビデンスを持って病院に行くことを勧めるなど、校長が関わっていくことも大切ですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
